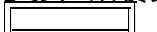


各法における表示ルール設定までのプロセス



注1) なお、栄養改善法に基づく栄養表示基準については、食品衛生法にほぼ準じた形で行われている。
 注2) は、法令に基づく手続き

監視体制

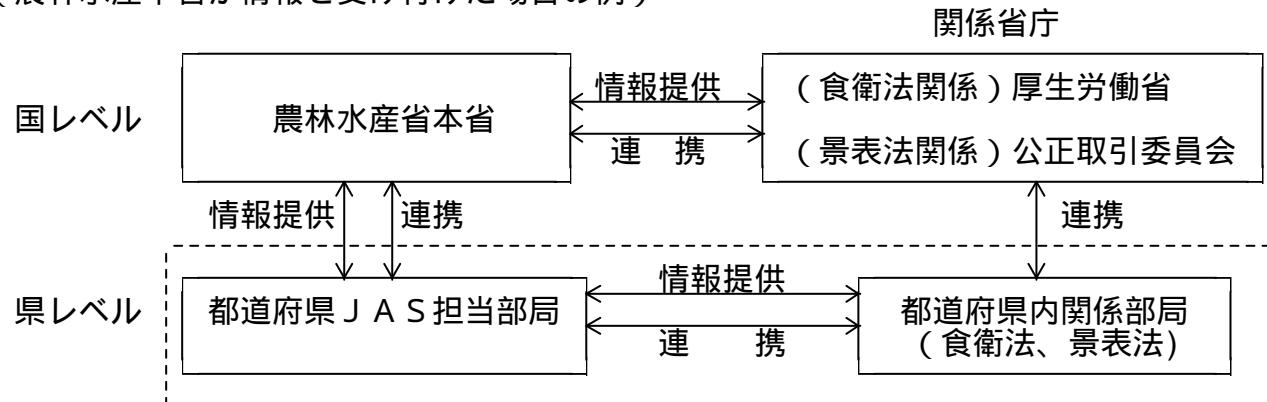
食品衛生法	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	不当景品類及び不当表示防止法																				
<p>監視体制 7,750名</p> <p>監視する者・厚生労働省の食品衛生監視員 ・都道府県等の食品衛生監視員</p> <p>食品衛生監視員：医師、歯科医師、薬剤師、獣医師等</p> <p>役割分担</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> </tr> <tr> <td>50名</td> <td>・全国的な事象を主に担当</td> </tr> <tr> <td>264名</td> <td>・輸入食品を対象</td> </tr> </table> <p>注：平成14年6月時点</p> <table border="1"> <tr> <td>都道府県等</td> </tr> <tr> <td>7,436名</td> <td>・食品製造施設、流通製品等</td> </tr> </table> <p>注：平成13年3月時点</p> <p>通常監視活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品製造施設等への立入検査、流通製品等の収去検査等を実施。 <p>一斉取締り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏期（7月）及び年末（12月）に、一斉取締りを行い、他の食品衛生法規定事項と共に表示についても監視を行っているところ。平成12年度度末一斉取締りでは約32万施設に立入検査を行い、1,144件の表示違反を指導。平成13年度夏期一斉取締りでは約48万施設に立入検査を行い728件の表示違反について改善を指導。 <p>適正表示の徹底に係る立入検査・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月8日から全国の食肉販売業・処理業、食肉製品製造業、乳処理業等を対象に適正表示に係る立入調査等を実施し、5月24日までに、約18万施設に立入検査及び指導し、食品衛生法違反事例4,330件を確認、改善を指導。 	国	50名	・全国的な事象を主に担当	264名	・輸入食品を対象	都道府県等	7,436名	・食品製造施設、流通製品等	<p>監視体制 6,004名</p> <p>監視する者・農林水産省の職員 ・（独）農林水産消費技術センターの職員 ・都道府県の職員</p> <p>役割分担</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> </tr> <tr> <td>3,579名</td> <td>・広域業者を対象 (複数県に事業所を有する業者)</td> </tr> </table> <p>注：平成14年5月時点。（独）農林水産消費技術センター</p> <table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td>2,425名</td> <td>・県内業者</td> </tr> </table> <p>注：平成14年5月時点</p> <p>モニタリング調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)農林水産消費技術センター 年間1万件を超える調査（巡回点検、買上）を実施 ・都道府県 県内の販売業者を対象に実施 <p>表示適正化のための緊急の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月28日から全国522の食肉販売業者を対象として表示の実態を調査し、5月24日に結果を公表。 ・2月15日から農林水産省、農林水産消費技術センターに消費者からの情報を受け付ける窓口（食品表示110番）を設置。47都道府県でも110番を開設又は既存の窓口で対応。 ・14年度から消費者を食品表示ウォッチャーとして委嘱。 	国	3,579名	・広域業者を対象 (複数県に事業所を有する業者)	都道府県	2,425名	・県内業者	<p>監視体制 332名</p> <p>監視する者・公正取引委員会事務総局の職員 ・都道府県の職員</p> <p>役割分担</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> </tr> <tr> <td>51名</td> <td></td> </tr> </table> <p>注：平成13年度末</p> <table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td>281名</td> <td></td> </tr> </table> <p>注：平成13年度末</p>	国	51名		都道府県	281名	
国																						
50名	・全国的な事象を主に担当																					
264名	・輸入食品を対象																					
都道府県等																						
7,436名	・食品製造施設、流通製品等																					
国																						
3,579名	・広域業者を対象 (複数県に事業所を有する業者)																					
都道府県																						
2,425名	・県内業者																					
国																						
51名																						
都道府県																						
281名																						

表示監視における3省（厚生労働省、農林水産省、公正取引委員会）の連携

1. 3省による情報提供や協力体制の構築

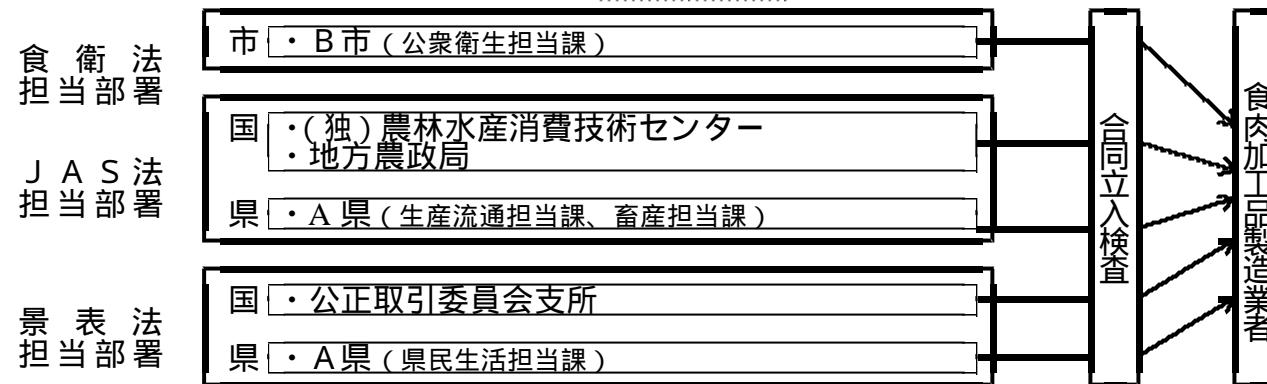
- (1) 農林水産省は、食品表示110番を設置（14年2月15日）した際に、厚生労働省及び公正取引委員会に対して連携強化を依頼するとともに、都道府県に対して農林水産省及び同都道府県の他法令担当部局との連携強化を図るよう通知した（14年2月13日）。
- (2) また、厚生労働省においても、食品衛生法に基づく食品の表示の監督指導の強化及び他法令に基づく違反の場合においても、関係部局と十分連携を取るよう都道府県等へ通知した（平成14年3月8日）。
- (3) 食品表示関係3省連絡会議の場において、関係する国の機関（独立行政法人を含む）都道府県を含めた連携体制を構築することとした（14年4月5日）。
- 農林水産省本省から同旨を地方農政局、食糧事務所、（独）農林水産省消費技術センター及び都道府県に通知した（14年6月14日）。
- 厚生労働省及び公正取引委員会においては、現在、手続中。

（農林水産本省が情報を受け付けた場合の例）

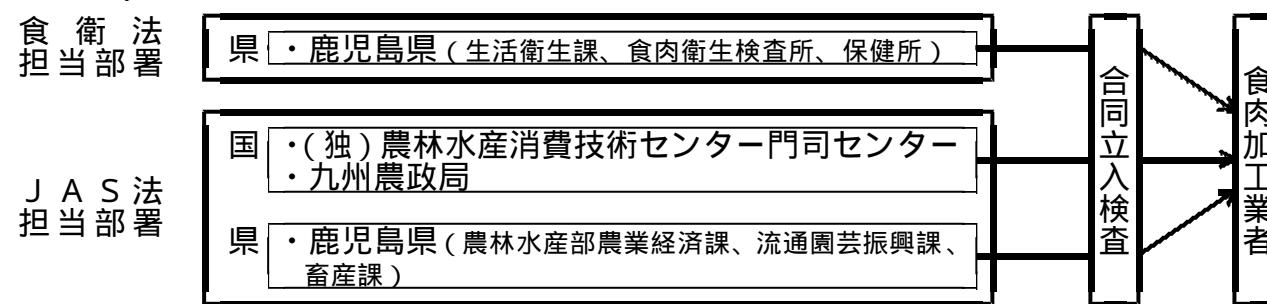


2. 連携の事例

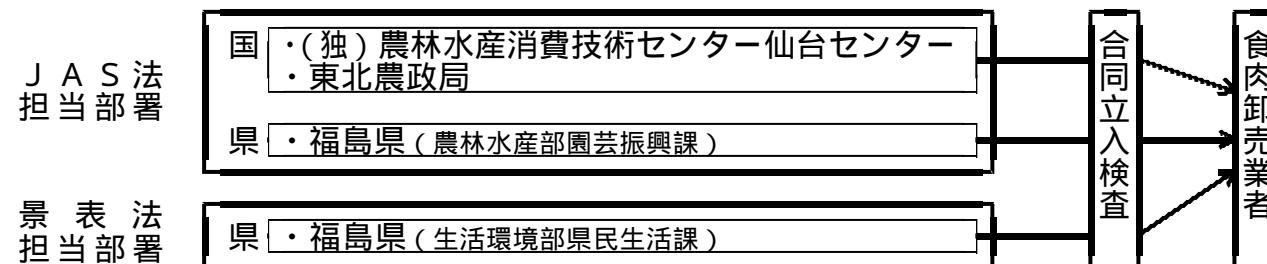
(1) A県の食肉加工品製造業者に対する合同立入検査(14年6月:添加物の記載もれ、原料原産地の虚偽表示の疑い等)



(2) 鹿児島県の食肉加工業者に対する合同立入検査(14年3月:加工者名の虚偽表示、期限表示の書替え、原産地の虚偽表示等)



(3) 福島県の食肉卸売業者に対する合同立入検査(14年3月:原産地の虚偽表示)



表示違反是正措置

	食品衛生法	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	不当景品類及び不当表示防止法
行政による措置	<p>都道府県知事等</p> <p>営業の禁停止 又は 営業許可の取消 (法第23条)</p> <p>又は / 及び</p> <p>厚生労働大臣又は都道府県知事等</p> <p>廃棄命令等 (法第22条)</p> <p>又は / 及び</p>	<p>農林水産大臣、地方農政局長、都道府県知事</p> <p>指 示 (法第19条の9)</p> <p>↓</p> <p>指示に従わなければ</p> <p>農林水産大臣</p> <p>命 令 (法第19条の9)</p> <p>↓</p> <p>命令に従わなければ</p>	<p>公正取引委員会</p> <p>排除命令 又は (法第6条)</p> <p>排除命令に従わなければ</p> <p>公正取引委員会への 措置請求 (法第9条の3)</p> <p>都道府県知事</p> <p>指示又は 公示の指示 (法第9条の2) 不応諾</p>
罰則	<p>罰 則 (法第31条)</p> <p>内 容</p> <p>6月以下の懲役又は 3万円以下の罰金</p>	<p>罰 則 (法第24条)</p> <p>自然人：1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金 法 人：1億円以下の罰金</p>	<p>罰 則 (法第9条)</p> <p>2年以下の懲役又は 300万円以下の罰金</p>